

件名	医療用ウィッグ購入費用助成について
受付日	令和5年2月13日
ご意見・ご提案の概要	医療用ウィッグの購入費用助成の要件として、癌の診断を受けた方や、抗がん剤治療を受けている方を対象とするのは理解できるが、全頭型、汎発性脱毛症の診断を受けた方も対象とするよう検討していただきたい。
県の考え方	医療用ウィッグ等の購入費用助成事業については、「第3次岐阜県がん対策推進計画」に基づき、県、市町村、各種団体が実施する様々な対策の一環として、がん患者の就労支援を目的に令和元年度から創設したものです。 頂いたご意見も踏まえ、令和5年度に行う事業検討の中で、がん以外の方へのアピアランスケアに関する取組みも検討してまいります。
担当課	健康福祉部 保健医療課